

## 証券投資信託の繰上償還のお知らせ

このたび、弊社では、下記の追加型証券投資信託につきまして、下記の通り繰上償還（信託を終了）する予定ですのでお知らせいたします。

① 対象となる証券投資信託の名称

ニッセイセカンドライフ応援ファンド（毎月分配型）

ニッセイセカンドライフ応援ファンド（成長重視型）

② 繰上償還の理由

各ファンドは2007年2月28日より運用を開始し、内外の株式、債券およびリートへ投資を行ってまいりましたが、2018年1月19日現在の受益権口数は、ニッセイセカンドライフ応援ファンド（毎月分配型）が約1.5億口、ニッセイセカンドライフ応援ファンド（成長重視型）が約0.4億口であり、それぞれ信託約款第39条に定める繰上償還条項である10億口を大きく下回っている状態が続いており、今後も受益権口数の増加が見込み難いことから、信託期間中ではありますが、信託終了（繰上償還）を行うことにつき提案させていただきます。

③ 繰上償還予定日

2018年5月21日

④ 諸手続き

予定しております繰上償還に対し異議のある受益者の方は、2018年2月22日から2018年3月29日までに、各ファンドの委託会社である弊社に対し、書面によりその旨をお申し出下さい。

上記期間中に、各ファンド毎に異議のお申し出のあった受益者の方の受益権口数が、2018年2月22日現在の受益権総口数の2分の1を超えないときは、2018年5月21日をもって繰上償還いたします。

繰上償還が行われる場合、異議のお申し出のあった受益者の方は、自己に帰属する受益権を当該受益権が有すべき公正な価格（受託会社で必要書類を受理した日の翌営業日に算出される基準価額とします。）で、受託会社に対し、2018年4月5日から2018年4月24日までの間に、当該受益権にかかる信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

以上

2018年2月22日

東京都千代田区丸の内一丁目六番六号  
ニッセイアセットマネジメント株式会社